

裾野市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、裾野市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、裾野市の 1 日当たりの相談員数が 1.6 人となっております。裾野市の人口を考慮すると、この相談員数はほぼ適切ではないかと考えます。交付金がなくなっても、このレベルを維持・充実できるようご尽力いただきたく思います。

また、静岡県消費者行政活性化計画によると、裾野市では相談内容の充実をはかるため、県で実施する消費者相談に関する研修に担当職員・相談員を参加させレベルアップを図ると伺っております。市が一定レベルの相談を受けられるよう、引き続き相談員研修の充実に要望いたします。

2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

裾野市では、消費者被害防止のための啓発強化や消費生活センター利用の広報・PR を実施すると伺っております。このような取り組みは、多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせるような消費者行政の担い手を育成するためにも重要でありますので、引き続き消費生活講座の充実に要望いたします。

3. 消費者団体の育成に要望いたします。

裾野市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。